

# 監 査 告 示

苫小牧港管理組合監査委員告示第1号

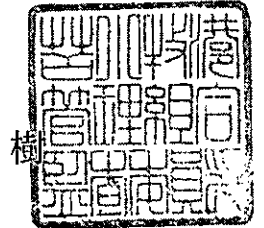
## 平成30年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果 に基づき講じた措置の公表について

平成30年度苫小牧港管理組合定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、平成31年1月29日付けで苫小牧港管理組合管理者から別添のとおり通知があったので、同項の規定により公表する。

平成31年1月31日

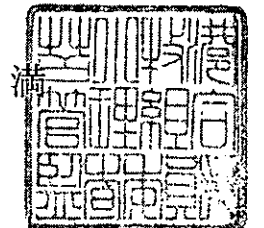
苫小牧港管理組合監査委員

渡 邊 直



苫小牧港管理組合監査委員

渡 辺



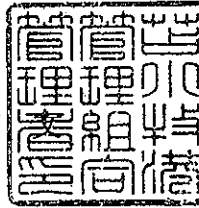
苫小牧港管理組合

監査委員 渡邊直樹様

監査委員 渡辺満様

苫小牧港管理組合

管理者 苫小牧市長 岩倉博



平成30年度定期監査に対する措置について（通知）

平成30年度定期監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

監査結果に基づき講じた措置

	指摘事項	講じた措置
(1)	財務事務	
ア	資金前渡事務において、補助職員を置いていないものが見られた。	継続して使用する経費についても、現金の流れが明確になるよう、入出金の都度、資金前渡職員が決裁権者となる決定書を作成することとした。
イ	行政財産使用料の賦課事務において、積算単価に誤りが見られた。	積算単価の確認をした結果、電力料金と燃料調整費に誤りがみられたため、使用者に連絡をし追徴の処理をすることとした。
ウ	使用料の調定事務において、使用許可期間を誤り、調定額が本来の額よりも多くなっているものが見られた。	直ちに使用者に連絡し、当初許可書の使用料の額を減額修正することとした。
エ	使用料の減免事務において、減免理由の不明確なものが見られた。	決定書に減免根拠を記載するよう平成30年度から改めた。